（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第十五条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十五号の「国内における代表者の氏名」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第155条の２第１項の認可申請書又は法第155条の７の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、国内における代表者の氏名欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式目次記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　法第156条の40第１項の指定申請書又は法第156条の55第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

２　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

別紙様式５記載上の注意中３を４とし、２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第156条の40第１項の指定申請書又は法第156条の55第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式７記載上の注意中３を４とし、２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第156条の40第１項の指定申請書又は法第156条の55第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第十七条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号記載上の注意中２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．法第５条第１項又は第３項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該届出書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十一号記載上の注意中３．を４．とし、２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．法第８条第１項の登録申請書又は法第11条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十二号１．記載上の注意中４．を５．とし、３．を４．とし、２．を３．とし、１．の次に次のように加える。

２．法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十三号、別紙様式第十四号第２面、別紙様式第十六号、別紙様式第十七号、別紙様式第十九号、別紙様式第二十号第２面、別紙様式第二十二号及び別紙様式第二十三号の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

２．法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十四号記載上の注意中２．を３．とし、１．の次に次のように加える。

２．法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十六号の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

２．法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十七号１．記載上の注意中５．を６．とし、２．から４．までを３．から５．までとし、１．の次に次のように加える。

２．法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十九号記載上の注意中３．を４．とし、２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「１．氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。